

## 鳥取県告示第98号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル鳥取千代水店  
鳥取市千代水四丁目27外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男  
福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男  
福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年10月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,059平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 175台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 48台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 面積 192.47平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 容量 42.602立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
終日
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
終日
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
ア 出入口の数 3か所  
イ 位置 8の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
終日

7 届出年月日

平成25年1月31日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成25年2月15日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

11 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。